



# 佐賀県公報

平成19年  
4月27日  
(金曜日)  
号 外

(◎印は、県例規集に添載するもの)

## 目次

### 告 示

- ◎児童福祉法第五十六条の規定に基づく負担金徴収等規則第三条第  
一項に規定する徴収基準の一部改正 (一三五・母子保健福祉課) 一
- ◎佐賀県建設工事請負契約約款の一部改正 (一三六・建設・技術課) 二

### ○ 告 示

#### ●佐賀県告示第二百二十五号

児童福祉法第五十六条の規定に基づく負担金徴収等規則第三条第一項に規定する徴収金基準（昭和六十三年佐賀県告示第四百四十号）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月二十七日

佐賀県知事 古 川 康

表一の欄中「指定国立療養所等」や「指定医療機関」のほか、同表の欄中「第5条第2項」や「第5条第3項」のほか、同表の欄中の「第41条第1項から第3項まで」や「第41条第1項及び第2項並びに第41条の2」のほか、同表の欄中の「第5条第1項」や「第17条」及び「女子」や「者」のほか、「及びこれに準ずる父子家庭の世帯」や「並びに」同表の欄中の「措置された者」のほか、「、児童福祉法第24条の2により障害児施設を利用する児童、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者自立支援法第5条第5項、第6項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。）又は障害者自立支援法附則第22条の特定旧法受給者」を加え、同表の備考5の③に次のように加える。

オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

表一の欄中の「福祉事務所長」や「保健福祉事務所長」及び「第6条第2項」や「第6条第1項」のほか、同表の欄中の「ただし、平成18年10月1日以降において、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第24条の2の障害児施設給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額＋児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担（補助）金について（平成19年2月23日厚生労働省発障第0223004号厚生労働事務次官通知）（以下「0223004号通知」という。）」の別表6－1「障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）」に定める知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。

なお、児童福祉法第24条の2に定める障害児施設に入所している児童等に係る徴収金基準額は、障害者自立支援法附則第1条第2号に定める日前の児童福祉法に基づく0223004号通知の徴収基準額とする。）とし、その額が「社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減等事業の実施について（平成18年4月3日障発第0403002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」適用後のその月の利用者負担額（児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第24条の20に規定する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当

該世帯の上限を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

表1の備考(一)イ中「300,000円」を「350,000円」と改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

●佐賀県告示第二百三十六号

佐賀県建設工事請負契約約款(平成九年佐賀県告示第二十五号)の一部を次のように改正し、平成十九年五月一日から適用する。

平成十九年四月二十七日

佐賀県知事 古川 康

第4条第2項中「10分の1以上」の次に「(佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第106条第2項各号に規定する額(以下「低入札価格」という。)を下回る価格で契約を締結したときは、10分の3以上)」を加え、同条第4項中「10分の1」の次に「(低入札価格を下回る価格で契約を締結したときは、10分の3)」を加える。

第34条第1項中「10分の3」の次に「(低入札価格を下回る価格で契約を締結したときは、10分の2)」を、「10分の4」の次に「(低入札価格を下回る価格で契約を締結したときは、10分の2)」の次に「(低入札価格を下回る価格で契約を締結したときは、10分の2)」を加え、同条第5項中「10分の4」の次に「(低入札価格を下回る価格で契約を締結したときは、10分の2)」を、「10分の6」の次に「(低入札価格を下回る価格で契約を締結したときは、10分の4)」を加え、同条第6項中「10分の5」の次に「(低入札価格を下回る価格で契約を締結したときは、10分の3)」を、「10分の6」の次に「(低入札価格を下回る価格で契約を締結したときは、10分の4)」を加える。

第44条第2項(1)中「1年」の次に「(低入札価格を下回る価格で契約を締結したときは、2年)」を加え、同項(2)中「2年」の次に「(低入札価格を下回る価格で契約を締結したときは、4年)」を加える。

第46条第2項中「10分の1」の次に「(低入札価格を下回る価格で契約を締結したときは、10分の3)」を加える。

結したときは、10分の3)」を加える。

第49条の2第1項中「10分の1」を「10分の2」に改める。  
仲裁合意書中「請負者は、建設業法」の次に「(昭和24年法律第100号)」を、「弁護士法」の次に「(昭和24年法律第265号)」を、「仲裁法」の次に「(平成15年法律第138号)」を加える。

